

令和7年度第3回「さいたま市食の安全委員会」 概要

日時	令和7年11月4日（火）14時00分～16時00分
場所	大宮区役所 601、602会議室（さいたま市大宮区吉敷町1-124-1）
出席者 (敬称略)	<p>〔委員〕計11名 佐藤委員、新藤委員、高野委員長、高山委員、田島委員、寺田委員、 長谷川副委員長、藤野委員、望月委員、本山委員、横地委員</p> <p>〔関係課〕計8名 浅野保健衛生総務課長／戸村食肉衛生検査所長／小野澤食品衛生課長 ／近藤生活科学課長／渡邊農業政策課長／武田健康教育課長／稻熊西 区役所保健センター所長／川越生活衛生課長</p> <p>〔事務局〕計3名 生活衛生課：和田課長補佐／中島主査／岡崎主査</p> <p>〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名</p>
欠席者	<p>〔委員〕計2名 鶴岡委員、三枝委員</p> <p>〔関係課〕計2名 塚越消費生活総合センター所長、武田健康支援課副参事</p>
議題	<p>1 議事 (1) 令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について (2) その他</p>
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和7年度 第3回「さいたま市食の安全委員会」席次表 ・「さいたま市食の安全委員会」第11期委員名簿 ・（参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿 ・（資料1）令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）
問い合わせ先	さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

議事（1）

令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）についての議事要旨

生活衛生課から、資料1に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

＜質問・意見等＞

委員：食品関係団体（3ページ）は食品等事業者とは違う意味か。

生活衛生課：この部分は「民間団体との連携」が書かれており、団体という文言を使用し（本計画後半で出てくる文言と合わせ）「食品関係団体」とした。食品等事業者とすると事業者全てを指すことになってしまうため、適切な表現とした。

委員：7ページ（2）の下段「野菜及び果物を加熱せず供する場合は、殺菌を行うよう指導」とあるが、この場合の殺菌はカット野菜などで使われる塩素系漂白剤希釀液などによるものか。

生活衛生課：そのとおり。次亜塩素酸ナトリウムを含めた殺菌方法で殺菌いただくということ。

委員：11ページ、表の下から2番目「放射性物質」の検査について、問題が少なくなってきたので検体数を減らしたり、将来的にはなくすと言っていたが、天文学的数字となる放射性物質の半減期のこと、遺伝子への影響なども考慮すると、監視していく必要はあるのではないかと思われる。野菜について産地によっては放射性物質に重点を置いて注意して使用しているという話も聞いたことがあるため、検査をすることは安心に通じるのではないかと思うがいかがか。

生活衛生課：放射性物質の検査については、野生のキノコ、野草、ジビエなどについては地域によって出荷制限という形を取り、検査で問題がないことを確認してから流通させるという方法をとっている。さいたま市では、これまでの検査結果（超過事例がなく、検出事例もわずか）を考慮し、まずは来年度検体数を減らすことを提案させてもらった。委員の皆様からぜひご意見をいただきたい。

委員：（放射性物質に関する）いろいろな情報とは、どこから入る情報か。

委員：保育所などの管理栄養士さんなどから聞いている。ということは、園児の保護者が方が不安に思っているということだろうと思う。

委員：消費者目線でのそのような情報にアンテナを張っておくことは大切だと思う。公的には正確なデータなどを示して状況をお知らせしていくという考え方だが、お互いにそのような情報を共有しておくことが大切かと思う。

委員：11ページの収去計画について、食品添加物については、それほど問題があるという認識がないが、検体数が120と全項目の中で2番目のウエイトをしめているが、なぜか。

食品衛生課：御指摘のとおり食品添加物は食品衛生法の規定により国内で使用可能なものが厳しく制限されており、事業者も気をつけて使用していることからリスクは高くない。輸入食品については、外国で使われている添加物がどのようにになっているかなど、消費者の関心が高いと考えている。さいたま市では過去の検査実績を踏まえ、引き続き同様の検体数の検査が必要と考えこの計画数とした。

委員：当社で使用している食品添加物については、保管場所を区分けするなど誤使用がない形にしており、そういう点から添加物に関する事故は少ないと思う。海外では添加物に関するルールが異なるところもあり、検査方針について徐々に見直していくてもよいかと思ふ意見させていただいた。

委員：15ページの市民への情報提供のところで、サイエンスラボについて他の項目では回数、人数など具体的に明記されているが、サイエンスラボにも同様の記載があると消費者の方が情報をチェックしてみたくなるのではないか。

生活科学課：例年の応募型のサイエンスラボ（小中高生対象）は継続して実施していく、好評のため募集人数を増やしてほしいという要望もあるが、通常の検査業務もあり難しい。そこで今回新たな試みとして包括連携協定を結んでいる企業にも協力してもらい、令和7年度は公開型という形式で実施した。例年の応募数程度の参加者があり、応募型の倍近くの参加人数になりある程度効果はあったのではと考え、令和8年度も実施していく予定。公開型のみ記載したのは、新たな試みを特にアピールする意図があった。サイエンスラボに関する補足で、公開型は146名の方に来ていただいた。応募型の当選者、落選者とともに公開型にも参加いただいた方がいた。

委員：募集はどこでしているのか。

生活科学課：基本的にはさいたま市のホームページで案内し、今回は協定を結んでいる企業の方でもアピールしていただいたため、双方の効果があったと思われる。

委員：先ほどジビエの事例を述べていたと思うが、さいたま市ならではの状況、情報などがあつてそれが計画に盛り込まれているのか。

生活衛生課：さいたま市にはと畜場、市場があり、監視指導計画にこれらの監視指導について盛り込んでいる。政令市の中にはこれらが設置されていないところもあり、さいたま市の特徴とも言える。

委員：15ページの食の安全フォーラムについて、年3回開催で、毎回テーマがあつて参加されていると思うが、参加人数はどれくらいか。

事務局：テーマは生活衛生課が決め、だいたい70名定員で、実際の参加者は30～40名になっている。

委員：テーマについて、最近は遺伝子組み換えの表示方法が変わったり、ゲノム編集なども

意見や国の方針などが出てきている。本委員会でそういった遺伝子レベルのことに関して質問が出た場合、どのように考え方を示すのか。

生活衛生課：ゲノム編集、遺伝子組み換えの話は国の方でいろいろスキームを作っており、そういった情報をキャッチしてお話しできるようにしていきたい。何か動きがあれば食の安全フォーラム等に消費者庁、農林水産省等の講師を招いてお話しいただくことも検討していきたい。表示については組み換えのありなしをどういったときに表示するのか、（制度が定められているため）きちんと回答していきたい。

委員：今年度はゲノム編集に関する質問はなかったか。

生活衛生課：なかった。

委員：フォーラム等について、アーカイブで後日見られるということはあるか。

事務局：講師の了解が得られた場合、ホームページ上で公開していたこともあったが、講師の了解が得られない場合はできない上に、公開に利用していたYoutubeについて、市として利用しないこととなったことから、別の方法を検討していくかなければならないと考えている。フォーラムは年2回実施しており、残り1回はやや小規模で定員を20～30名とする市民サロンとして開催している。

委員：いろいろとオープンにしていくのは制度上の問題もあり、検討しているが難しいということだった。

委員：意見募集の期間について知りたい。

事務局：意見募集は12月1日～12月26日（最終開庁日）として実施する予定。